

テニユア・トラック教員に関する申合せ

役員会決定 平成22年7月21日

最終改正 令和3年10月13日

1. 趣旨

電気通信大学（以下「本学」という。）におけるテニユア・トラック制を円滑に運用するため、テニユア・トラック教員の取扱いに関し、次のとおり申し合わせる。

2. 採用計画等

(1) テニユア・トラック准教授

- ① テニユア・トラック准教授は、人事計画策定指針の標準人数の対象とする。
- ② 学術院長は、准教授採用計画の中で、特に強化すべき専門分野に対して、テニユア・トラック准教授としての採用を提案できるものとする。

(2) テニユア・トラック助教

- ① テニユア・トラック助教は、人事計画策定指針の標準人数の対象とする。
- ② テニユア・トラック助教の採用計画は令和3年度の人事計画をもって終了とする。

3. 教育研究環境等

(1) テニユア・トラック准教授

- ① 研究スペースを提供し、独立の研究室を開設する。
- ② 准教授の教員研究費を配分する。
- ③ 学域又は大学院の授業担当及び学生指導を行う。

(2) テニユア・トラック助教

- ① 研究スペースを提供し、独立の研究室を開設する。
- ② 新規採用の助教に対し、研究活性化支援システムを活用して研究室開設資金として300万円を限度として配分する。
- ③ 学域又は大学院の学生指導を行うことができる。
- ④ 基礎科目、学生実験・演習などの授業科目を担当する。

4. テニユア・トラック期間中の取扱い

(1) テニユア・トラック期間の短縮

テニユア・トラック准教授について、テニユア中間評価の結果、総合評価の標語がAであったものについては、テニユア・トラック期間を採用後3年が経過する日までとし、同日の翌日をもってテニユアを付与することができる。

(2) テニユア・トラック期間における昇任人事の取扱い

テニユア・トラック教員（テニユア審査に係る審査委員会が設置された者を除く。）のうち、極めて優れた者については、テニユア・トラック期間であっても上位の職位への昇任人事の対象者として提案することができるものとする。この場合において、昇任人事の審査はテニユアを付与する審査を兼ねるものとする。

5. テニユア獲得後の取扱い

(1) テニユア・トラック准教授

テニユア・トラック准教授がテニユアを獲得した場合の職位は、前項第2号による場合を除き、准教授とする。

(2) テニユア・トラック助教

テニユア・トラック助教がテニユアを獲得した場合の職位は、准教授とする。

附 則

この申合せは、平成22年7月21日から施行する。

附 則 (平成24年7月24日)

この申合せは、平成24年7月24日から施行する。

附 則 (平成26年9月24日)

この申合せは、平成26年9月24日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日)

この申合せは、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年1月13日)

この申合せは、令和3年1月13日から施行する。

附 則 (令和3年10月13日)

この申合せは、令和3年10月13日から施行する。